

「人権と人権侵害の予防」

2月21日（金）、5・6年生を対象に、スクールロイヤーをお招きして、「いじめ予防授業」を行いました。

スクールロイヤーとは、学校で起こるさまざまな問題について相談に乗ったり、法的知識を活かして解決を目指したりする役割を担う弁護士のことです。

今回は、「人権と人権侵害の予防 ○人権が守られるとはどういうことか ○いじめとはどういうことか ○いじめの事例を通したいじめに対する理解 ○いじめの四層構造」について学びました。

まとめとして、「いじめは、安心・自信・自由（人権が守られている）を傷つける」、「相手に聞こえないところでも、いじめの態度は伝わり、結果として相手を傷つけている」、「見ている人が共感してあげることで、みんなの人権が守られる」とお言葉をいただきました。

2月19日（水）には、教職員向けにも「スクールロイヤーの目的や仕組み」、「学校対応の失敗例から学ぶ」、「いじめの定義と法解釈」などについて、講義をしていただきました。

